

下記の建設工事について次のとおり電子入札(条件付一般競争入札)により入札を執行するので、南九州市条件付一般競争入札実施要綱(平成22年南九州市告示第97号)第6条の規定に基づき公告する。

令和6年4月12日

南九州市長 塗木 弘幸

工 事 発 注 表			
工 事 番 号	10205		
工 事 発 注 課 名	南九州市 都市政策課 建築係		
発 注 工 事 種 別	建築一式工事		
工 事 名	南九州市新庁舎建設建築工事		
工 事 場 所	南九州市知覧町郡地内		
入 札 方 法	条件付(電子)一般競争入札		
工 事 概 要	用途:市庁舎 鉄骨造3階建て新築工事 及び 昇降機設置工事(2基) 延床面積:6,726.31㎡ (駐輪場48.55㎡を含む。)		
工 期	仮契約後、議会の議決を得た日から令和7年11月14日まで(約502日間)		
予 定 価 格 ( 消 費 税 抜 き 価 格 )	落札者の決定後に公表する。		
最 低 制 限 価 格 の 有 無	あり(最低制限価格を定めるので、その価格を下回った者は落札外とする。)		
工 事 前 金 払 い ・ 部 分 払 い の 有 無	前金払 ーあり 部分払ーあり (次段「請負代金の支払い」を参照のこと。)		
請 負 代 金 の 支 払 い	本工事の各年度における支払いは継続費として定めのある金額を上限とし、詳細は次のとおりとする。 ・前金払及び中間前払金 契約金額の前金払40%以内及び中間前金払20%以内。かつ予算の範囲内で支払うことができる。 ・部分払 各年度3月末出来高予定額を限度とし、その出来高部分に対する90%を支払う。 ・完成払 完成検査合格後、残額を支払う。 ・その他の事項は南九州市会計規則による。		
入 札 保 証 金	免除		
契 約 保 証 金	あり		
入 札 参 加 形 態	特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)とし、構成員の数は、3社とする。		
共 同 企 業 体 結 成 要 件	(1) 結成は自主結成とし、共同企業体は「構成員1」「構成員2」「構成員3」により構成されるものとする。 (2) 共同企業体の代表者は構成員のうち最大の出資比率とし、各構成員の出資比率は、10%以上とする。 (3) 共同企業体の各構成員は、本工事及び関連する電気設備工事、給排水衛生設備工事、空調設備工事において2以上の共同企業体の構成員になることはできない。		
共 同 企 業 体 構 成 員 の 要 件	代 表 者 の 要 件 「 構 成 員 1 」	共同企業体の代表者は次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。 (1) 公告日において、日本国内に本社、本店を置き、令和5・6年度鹿児島県建設工事入札参加資格(建築一式工事)格付け区分A級を有し、かつ経営規模等評価の総合評定値(P)が1500点以上であり、特定建設業の許可を有している者。 (2) 平成26年4月1日から公告日までの間に、完成し、引渡しが完了した次の建築一式工事の施工実績(日本国内での実績に限る。)を有していること。ただし、工事は元請けとし、単体または共同企業体の代表構成員として施工したものに限る。 ① 新築・改築または増築で、延床面積5,000㎡以上(増築の場合は増築部分の面積に限る。)の鉄骨造、鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造の庁舎または事務所の建築工事の施工実績を有すること。 (3) 配置技術者に関する条件 次の要件を満たす監理技術者を本工事に専任で配置できること。 ① 建設業法に規定する一級建築士または一級建築施工管理技士の資格を有する者で、平成26年4月1日から公告日までの間に、完成し引渡し完了した、延床面積5,000㎡以上の鉄骨造、鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の新築・改築または増築(増築部分の延床面積が5,000㎡以上のものに限る。)において、技術者として建築一式工事の施工実績を有すること。 ② 建設業法第27条の18の規定による監理技術者証の交付を受け、かつ監理技術者講習を受けている者。 ③ 直接的かつ恒常的な雇用関係にある者(共同企業体による競争入札参加資格審査申請書提出の日において、連続3ヶ月以上の直接的な雇用関係にある者に限る。)	
	代 表 者 以 外 の 構 成 員 の 要 件	「 構 成 員 2 」	共同企業体の代表者以外の各構成員は次に掲げる要件をそれぞれ満たしているものとする。 (1) 鹿児島県内に本社、本店を置き、令和5・6年度鹿児島県建設工事入札参加資格(建築一式工事)格付け区分A級を有し、かつ経営規模等評価の総合評定値(P)が1000点以上である者。 (2) 次の要件を満たす主任技術者を専任で配置できること。 ① 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者を本工事の現場に専任で配置できること。 ② 直接的かつ恒常的な雇用関係にある者(共同企業体による競争入札参加資格審査申請書提出の日において、連続3ヶ月以上の直接的な雇用関係のある者に限る。)
		「 構 成 員 3 」	(1) 南九州市建設工事等入札参加資格審査要綱に基づく入札参加資格格付の建築一式工事でA級を有している者。 (2) 次の要件を満たす主任技術者を専任で配置できること。 ① 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者を本工事の現場に専任で配置できること。 ② 直接的かつ恒常的な雇用関係にある者(共同企業体による競争入札参加資格審査申請書提出の日において、連続3ヶ月以上の直接的な雇用関係のある者に限る。)
共 同 企 業 体 の 資 格 の 有 効 期 間	共同企業体の資格の有効期間は次に定める期間とする。 (1) 本工事の契約の相手となった共同企業体は、本工事の履行期間終了後3ヶ月が経過するまでを有効期限とすること。ただし、本工事に関する契約不適合責任については、法律または契約上の契約不適合責任が存続する期間において、すべての構成員が連帯してその責任を負うものとする。 (2) 本工事の契約の相手方とならなかった共同企業体は、本工事の契約が締結されるまでを有効期間とすること。		

共同企業体による競争入札参加資格審査申請書の作成および提出	申請書配布場所	かごしま県市町村電子入札システムの案件情報及び南九州市ホームページに添付ファイルを設ける。
	配布期間	令和6年4月12日(金)から令和6年5月7日(火)まで
	申請書の提出	<p>本工事の入札参加を希望する者は、次の書類を持参により提出しなければならない。なお、下記日時までに提出した者で、かつ、入札参加資格確認通知書の発行を受けた者でなければ、本入札に参加することができない。</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>① 共同企業体による競争入札参加資格審査申請書</p> <p>② 特定建設工事共同企業体協定書</p> <p>③ 建設業許可通知の写し</p> <p>④ 経営事項審査結果通知書の写し</p> <p>⑤ 専任配置予定技術者の資格者証等の写し</p> <p>※ 申請時点で配置予定技術者を特定できない場合は、複数の候補者(3人を限度とする。)を届出する事ができる。この場合は全員について提出すること。</p> <p>⑥ 各実績を証明できるコリンズ等の写し</p> <p>(2) 提出部数 2部(正本1部、副本1部) ※フラットファイルA4版縦長に製本し、提出すること。</p> <p>(3) 受付期間 令和6年4月12日(金)から令和6年5月7日(火)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)</p> <p>(4) 受付時間 8時30分から17時00分まで(ただし、正午から13時00分までを除く。)</p> <p>(5) 受付場所 〒897-0392 鹿児島県南九州市知覧町郡6204 番地 南九州市 財政課 管財係 TEL 0993-83-2511(内線:2034) e-mail:zaisei@city.minamikyushu.lg.jp</p>
留意事項	<p>(1) 共同企業体による競争入札参加資格審査申請書及び特定建設工事共同企業体協定書等の作成にかかる費用は、申請者の負担とする。</p> <p>(2) 提出された書類等は返却しないものとする。</p> <p>(3) 共同企業体による競争入札参加資格審査申請書及び特定建設工事共同企業体協定書において、虚偽の記載または著しく不適切な記載がある場合は、本工事の入札に参加することはできない。</p>	
設計図書等の配布方法	配布方法	記録媒体(CD-ROM等)により配布。事前に受取日を電話連絡の上、借用申請書兼誓約書を提出すること。なお、記録媒体の返却は原則として入札後とするが、配布後、入札参加ができなくなった場合は、ただちに返却すること。
	配布期間	令和6年4月12日(金)から令和6年6月17日(月)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。) 8時30分から17時00分まで(ただし、正午から13時00分までを除く。)
	配布場所	南九州市 都市政策課 建築係 TEL 0993-83-2511(内線:2335) e-mail:kentiku@city.minamikyushu.lg.jp
工事費内訳書提出の有無	あり	<p>(1) 入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。</p> <p>(2) 工事費内訳書の様式は任意とするが、記載内容は工種、金額等を明らかにすること。</p> <p>(3) 工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生ずるものではない。</p>
入札書等送付方法	かごしま県市町村電子入札システムを使用して提出すること。	
入札参加資格確認通知書類	令和6年5月15日(水) ※ 電子メールにて送信する。	
入札説明書請求期限	令和6年6月14日(金) 17時00分まで(ただし、入札説明書は本公告で兼ねる。)	
(電子入札)参加資格申請書受付期間	開始日時: 令和6年4月12日(金) 8時30分	終了日時: 令和6年5月27日(月) 12時00分
(電子入札)参加資格確認通知時刻	開始日時: 令和6年5月28日(火) 8時30分	終了日時: 令和6年5月28日(火) 17時00分
現場説明会開催	なし	
本工事に関する質問方法等	方法: 電子メール 送信先: 都市政策課 建築係 e-mail: kentiku@city.minamikyushu.lg.jp 質問締切日時: 令和6年5月28日(火) 正午まで	
本工事に関する回答方法等	質問に対する回答は、令和6年6月4日(火)までに入札参加者全社にメールにて回答する。	
入札書受付期間	開始日時: 令和6年6月17日(月) 8時30分	終了日時: 令和6年6月18日(火) 12時00分
開札予定年月日	開始日時: 令和6年6月18日(火) 14時00分	場所 南九州市 財政課 管財係
契約担当課	南九州市 財政課 管財係	
参加資格に関する事項	<p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者</p> <p>(2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条の規定により指示または営業の停止を受けていない者</p> <p>(3) 本工事に係る設計業務等の受託者(山下設計・ゲンプラン設計 業務委託共同企業体)または当該受託者と資本もしくは人事面において関連がない者であること。なお、「当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある者」とは、次の①または②に該当する者である。</p> <p>① 当該受託者発行済株式総数の100分の50以上の株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者</p> <p>② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者</p> <p>(4) 市が公告の際に提示した条件等に適合する者。</p> <p>(5) 対象工事に現場代理人及び建設業法第26条による主任技術者、監理技術者等を適正に配置することができること。</p> <p>(6) 公告から入札時までの期間において、南九州市建設工事等指名競争入札参加者等の指名基準及び指名停止に関する要綱(平成19年12月1日告示第27号)の規定に基づく指名停止を受けていない者。</p> <p>(7) 手形交換所による取引停止処分または主要取引先からの取引停止等の事実がなく経営状態が健全な者。</p> <p>(8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続きの決定を受けている者もしくは更生手続き開始の申立てがなされている者または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続きの決定を受けている者もしくは再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。その他、経営状態が著しく不健全である者でないこと。</p> <p>(9) その他建設業法等の法令・規則等に違反していない者</p>	
入札の無効に関する事項	<p>(1) 談合その他不正な行為があったと認められるもの。</p> <p>(2) 工事費内訳書の提出がなされていない入札。</p> <p>(3) 入札書の工事名と工事費内訳書の工事名が相違する入札。</p> <p>(4) その他市長があらかじめ指示した事項に違反した入札。</p>	

落札者の決定方法	<p>(1) 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で最低の価格で入札した者を落札者とする。</p> <p>(2) 1回目の開札で落札者がなかった場合は、再入札を行うものとし、再入札の方法・日時等については1回目の開札後に、かごしま市町村電子入札システムにより通知する。</p> <p>(3) 3回目の入札で落札者がなかった場合は不調とする。</p>
落札者の契約書案等の提出	<p>落札者は落札決定通知を受けた日から7日以内に、契約書の案並びに消費税及び地方消費税に係る課税事業者または免税事業者である旨の届出書を提出しなければならない。なお、提出期限までに契約書の案を提出しないときは、契約の締結をしない旨の申出をしたものとみなす。</p>
注 意 事 項	<p>(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(2) 工事は市契約規則、市契約請負約款に準じ施工すること。</p> <p>(3) 工程表、現場代理人等通知書及び関係書類を契約書と同時に提出すること。</p> <p>(4) 建設業者退職金共済組合掛金収納書、各標準仕様書及び関係書類を工事着手前に提出すること。</p> <p>(5) 本工事については、議会の議決を得るまでは仮契約とする。なお、当該契約が市議会の議決で否決されたときは当該契約を無効とし、南九州市は一切の責任を負わないものとする。</p> <p>(6) 本件は電子契約にて締結するものとする。</p>